

【事 業 計 画 編】

社会福祉を取り巻く情勢

コロナ禍も3年以上が経過し、人口減少・少子高齢化の進行、地域社会のあり様の変化により、社会的孤立や貧困・格差が広がり、「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等、地域生活課題も複雑化・多様化しています。

令和2年3月に始まった、生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の県内の貸付実績は、20万件800億円超で、令和5年1月から償還が始まっています。令和5年2月末の償還免除は、5万4千件184億円となっており、今後10年以上にわたる債権管理を進めることになります。

改めて暮らしを支える公的なセーフティネットのあり方が問われている中、国は、「重層的支援体制整備事業」などにより、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくりを進めています。

また、社会福祉法人の経営基盤強化に向けては、「社会福祉連携推進法人」制度が創設され、県内でも令和4年9月、新たな法人が設立されました。

一方、福祉現場の人材不足はますます深刻化し、福祉サービスを安定的・継続的に提供していくよう、福祉の仕事の魅力発信や処遇改善、介護ロボットやICTの活用などの労働環境の整備等、抜本的な対策が求められます。

地域では、民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手不足と相まって、ウィズコロナによる見守りや支え合い活動の推進に向けた取組みも広がっています。

このような中、本会では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進とともに、ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の取組みの活性化を重点的・全県的に推進して参ります。

コロナ禍で顕在化・深刻化した社会的孤立や生活困窮等の課題に対して、地域に根差した、ほっとかへんネットの取り組みにより、県行政や市区町社協や民生委員・児童委員、NPOとの連携強化を図り、相談体制や課題解決に向けた具体的な取組みを強化して参ります。

県では、第5期「兵庫県地域福祉支援計画」の策定が進められます。計画策定にあたっては、SDGsの取組みテーマである「誰も取り残さない」取組みの強化とともに、ウィズコロナにおける市町社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、行政、NPOなどのさまざまな主体との連携や大規模災害に備えた協働の取組みが重要です。

本年度も、引き続き「県社協2025年計画」に掲げた基本目標「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」のもと、全県的な地域福祉の推進を図ります。

事 業 方 針

令和5年度は、「県社協2025年計画」の3年目となり、基本目標に掲げた「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」の着実な推進と、ポストコロナ社会に向かた「共生のまちづくり」のプラットフォーム機能の強化を図ります。

また、生活福祉資金特例貸付の債権管理を推進するとともに、コロナ禍で顕在化した課題解決に向けて、ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の活動強化などの着実な推進を図ります。

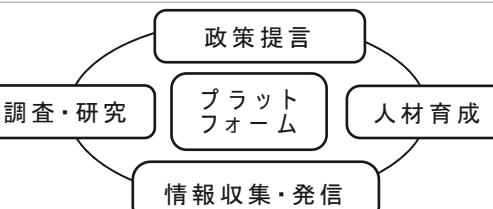
県社協の役割・機能 と 重点的な取組み

使命：県内の地域福祉を進める主体と協働し、私たちが目指す共生のまちづくりをすすめること

役割

- 県域の地域生活課題の明確化
- 多様な主体による地域福祉活動の推進
- 社会福祉事業者への経営支援
- 地域福祉に携わる人材・活動者の養成・育成
- 権利擁護支援とセーフティネット

機能



- ポストコロナ社会に向けた、暮らしを支える新たな仕組みの検討と働きかけ

つながりで
笑顔
共生輝く
のく
まちづくり

1. 地域福祉の推進基盤を担う市町社協への支援
2. 権利擁護を基盤とした包括的な相談支援
3. 社会福祉法人の経営基盤強化と地域公益活動への支援
4. 福祉人材の確保・定着と外国人介護技能実習生への支援
5. 福祉専門職の育成支援
6. 幅広い主体や社会資源がつながる地域づくり活動支援
7. 大規模災害に備えた支援体制づくり

8. 事業展開に向けた組織基盤強化等

コロナ禍で生じた課題解決・改善に向けた取り組み

令和5年度の重点的な取組み

1. ウィズコロナによる全県的な「共生のまちづくり」の推進

コロナ禍で浮き彫りとなった社会的孤立や生活困窮等の課題の解決に向け、市町域での包括的支援体制づくりとともに、市町社協や社会福祉法人、多様な主体と協働しながら、災害支援を含めた、ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の取組みを推進します。

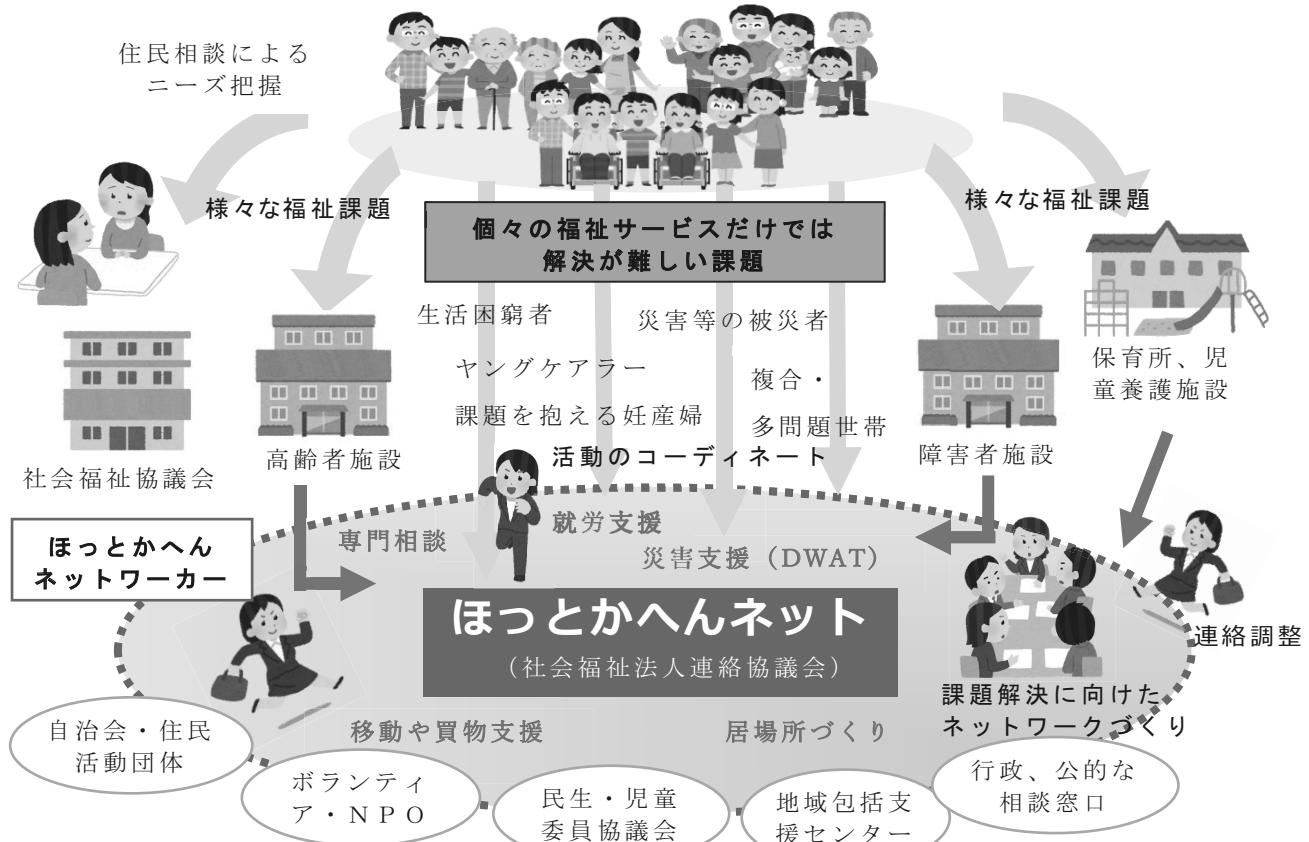
2. 困りごとを受け止め、支える全県的な相談支援の仕組みづくり

生活福祉資金特例貸付の借受世帯等への継続的な相談支援と適切な債権管理を市区町社協等と連携して行うとともに、「社協における生活困窮者支援体制強化事業」を実施し、市区町社協に新たに「ほっとかへんネットワーカー」を配置することで、市町や社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPO等と協働した全県的な相談・生活支援体制づくりを進めます。

3. 福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組みの強化

働き方改革や定年延長・待遇改善、ICTや介護ロボットの導入などの動向・情勢を見据え、福祉人材確保に向けた市町との連携強化や福祉体験機会の創出、福祉の仕事の魅力発信を図るとともに、外国人技能実習生等の受入促進、社会福祉専門研修や職場内研修の充実などの人材育成を支援します。

ほっとかへんネットの活動強化とほっとかへんネットワーカーの配置



「2025年計画」のアクションプランに基づく取組み

Action 1 地域福祉の推進基盤を担う市町社協への支援

市町域における地域福祉推進の基盤づくりに向けて、市町社協が地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた連携・協働の場（プラットフォーム）としての機能を発揮できるよう、全県的な地域福祉推進上の検討・協議の場づくりを行います。

1 市町社協が地域福祉推進組織としての役割を発揮するための組織基盤を強化します

(1) 市町社協の組織基盤強化に向けた支援

市町社協が地域福祉のコーディネート役としての役割を発揮できるよう、会長や事務局長などの階層ごとに協議・研究します。

- ①トップマネジメントセミナー＜県内社協会長会議＞（8月）
- ②市町社協活動推進協議会の運営支援 総会（8月）／幹事会（年3回）
- ③県内社協事務局長会議（5月・10月・2月）
- ④社協新任局長研修

(2) 地域福祉に関するデータの整理・分析

市町社協の活動・事業について調査・分析し、各市町における地域福祉の基礎データを整備します。

- ・「ひょうご地域福祉データ集」の発行（8月・冊子／県社協ホームページ）

(3) 市町社協経営改善支援

市町社協の経営改善に向けた主体的な取り組みを支援し、経営改善に有効な取り組みやデータを市町社協と共有します。

- ・社協経営セミナーの開催（年2回）

(4) 地域福祉推進のための計画策定支援・活動支援

市町社協の地域福祉推進計画等の策定支援や情報発信等により活動支援を行います。

- ①地域福祉推進計画等の策定支援
- ②地域福祉推進情報等の発信
- ③県内ブロック、市町社協への個別訪問・相談対応による支援

2 包括的支援体制の構築に向けたコミュニティワーカーの育成と地域福祉活動を支援します

(1) 拡 包括的な支援体制の整備支援

各市町域における包括的な支援体制の整備を図ることを目的として、次の取り組みを行います。

- ①包括的支援体制づくりセミナー(重層的支援体制整備事業情報交換会)(9月)
- ②包括的支援体制づくり推進会議(2回)
- ③新 包括的支援体制づくり人材育成研修検討会議の設置

包括的支援体制の整備を推進するため、地域福祉人材を育成する研修について検討します。

- ④新 重層的支援体制整備事業4者協議モデル事業(1か所)

包括的な支援体制の整備に即した重層的支援体制整備事業の実施につながるよう、市町・市町社協・県・県社協の4者協議を行うモデル事業に取り組みます。

(2) 拡 コミュニティワーカーの育成

包括的な支援体制の整備を含む地域福祉の推進を図るため、コミュニティワーカーを育成します。

- ①社協新任職員研修
- ②拡 社協ワーカー実践研究会議の開催(年4回)

(3) 生活支援体制整備事業を通じた地域づくりの推進

社会的孤立を防ぎ豊かなつながりのある地域づくりを推進するため、県と連携して生活支援コーディネーターの育成と活動支援を行います。

- ①生活支援体制整備事業管理者・担当者会議(5月)
- ②生活支援コーディネーター養成セミナー
 - ・基礎(7月)／実践(10月)／フォローアップ(2月)
- ③オンライン情報交換会等
- ④情報紙の発行等
- ⑤生活支援コーディネーターネットワーク企画会議の設置

(4) 市町社協のボランティアセンター機能強化

- ①ひょうご災害ボランタリー活動サポート事業(40市町社協)
- ②ボランティア・市民活動災害共済事業の運営

(5) 新 子どもふくし委員(仮)認定制度の創設

子どもたちが生きる力を育むと同時に、地域への愛着や当事者に寄り添う心を育み、広く福祉への理解が進むよう、地域活動に取り組んだ子どもを認定することで応援します。

(6) 兵庫県民生委員児童委員連合会との連携

- ①新任民生委員・児童委員研修会
- ②主任児童委員部会全県研修会（7月）
- ③民生委員・児童委員研修総会（9月）
- ④民生委員・児童委員会長等研修会（1月）

(7) 民生委員互助共励事業の運営

- ①互助事業
- ②指定民生委員児童委員協議会育成事業（2か年）
- ③民生委員・児童委員の地域福祉実践を支援するための研修助成
- ④民生委員互助共励事業運営委員会（6月・3月）

(8) 民間福祉サービス団体等との協働促進

- ①兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会の事務局運営
 - ・総会・講演会／理事会／企画・研修部会／職員研修会（新任・現任）
- ②兵庫県ホームヘルプ事業者協議会の事務局運営
 - ・総会・管理者研修／理事会／職員部会／サービス提供責任者研修
- ③民間福祉関係団体・各種助成団体との連携・協力
- ④高齢者、障害者、子ども家庭福祉に関する啓発協力

(9) **拡** 近畿ブロック府県社協等との連携

- ①**新** 近畿地域福祉学会の開催（12月）

研究者や社協職員が多く在籍する近畿地域福祉学会の大会を担当県として開催するとともに、県内の地域福祉の増進の機運を高めます。

- ②災害ボランティアセンター運営者研修会への協力（2月）

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 市町社協が地域福祉推進組織としての役割を發揮するための組織基盤強化 (1) 社協経営検討会議の開催	検討会 専門家派遣 (5か所)		見直し 見直し (5か所)	新検討会 新事業の 展開	
2. 包括的支援体制の構築に向けたコミュニティワーカーの育成と地域福祉活動への支援 (1)「重層的支援体制整備事業」 推進市町社協への支援	情報交換会 (推進市町8市町)		推進会議 (同15市町)		

Action 2 権利擁護を基盤とした包括的な相談支援

すべての人の尊厳が守られ、地域社会とのつながりの中で自分らしい生活が送れるよう、どのような相談もいったん受け止め、必要な支援や関わりにつなげる包括的な相談支援の体制が、各市町域で構築されるための取り組みを進めます。

1 生きづらさを抱える人々を含めた相互エンパワメントを促進します

(1) セルフヘルプグループ等との協働促進

県域の当事者団体・組織やひょうごセルフヘルプ支援センター等との連携・協働により、県民への情報発信や学習・研修会等を実施します。

(2) ひょうご若年性認知症支援センターの運営

県内すべての市町に若年性認知症の支援体制の整備を進めるために、各圏域・市町域の支援機関職員や行政職員等を対象としたケース検討や連絡会議等を通じて、圏域・市町単位で認知症疾患医療センターと連携した支援体制が構築されるよう、働きかけを行います。

- ①相談窓口の運営および個別支援
- ②新 圏域ごとの支援ネットワーク強化事業（4回）
- ③前頭側頭葉変性症家族交流会の実施（4回）
- ④家族介護者連絡会、家族介護者研修など家族会等への支援（3回）
- ⑤「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」の運営（6回）
- ⑥若年性認知症普及啓発活動



前頭側頭葉変性症家族交流会

(3) 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の運営

- ①兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の開催（6月、2月）
- ②苦情解決合議体の開催（毎月1回）
 - ・巡回相談の実施（3か所 サービス提供事業所）
 - ・事業所向けポスター・チラシの配布／利用者向けリーフレットの配布
- ③苦情解決セミナー（1回）
- ④運営監視合議体の開催（6～2月、3回）
- ⑤現地調査の実施（8か所 市町社協ほか）

2 意思決定支援を中心とした権利擁護体制づくりを支援します

(1) 兵庫県権利擁護・成年後見推進事業

認知症高齢者の増加や障害者の地域移行支援、身寄りのない方の生活支援など地域における権利擁護ニーズの高まりに対し、意思決定支援を基盤とした権利擁護支援を実現していくための体制づくりを進めます。

- ①兵庫県権利擁護・成年後見推進会議（3回）
- ②権利擁護支援体制づくりフォーラム（1回）
- ③市町域での成年後見利用促進にかかる取組の推進支援



権利擁護支援体制づくりフォーラム

(2) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が十分でない障害者等が、自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業を実施し、その従事者の資質向上や普及啓発を行い、適正な事業運営のための体制づくりを進めます。

特に、日常生活自立支援事業は、市町域での権利擁護・成年後見ニーズに対応する基盤となる事業であり、運営体制の維持・強化に向けて、県及び全社協等を通じた政策提言活動を強化します。

- ①契約締結審査会
- ②専門員会議等（6回・Web会議含む）
- ③新任専門員研修会（5月）
- ④専門員研修会（9月）
- ⑤生活支援員研修会（10月）
- ⑥新運営体制支援事業（自主チェック支援、チェックリストの作成・活用）
- ⑦調査研究・広報啓発

(3) 権利擁護に関する相談及び関係機関との連携

3 困りごとを受け止め支える相談支援体制づくりを支援します

(1) **新** 社協における生活困窮者支援体制強化事業の実施

特例貸付の借受世帯等が、安心して暮らすことができるするために必要な支援と地域内のセーフティネットの充実を通した社会的孤立・排除の解消・予防を図ることを目的として、償還計画期間終了年度である令和16年度末まで「社協における生活困窮者支援体制強化事業」を実施し、各市区町社協に新たに「ほっとかへんネットワーカー」を配置します。

- ①市区町社協へのほっとかへんネットワーカーの配置
- ②事業実施のための情報提供及び支援
- ③ブロック会議や各種研修・会議を通じた社協間の実践交流の場づくり
- ④相談スキルアップ研修会の実施（7～10月）
- ⑤生活困窮者支援連絡促進会議の開催（ほっとかへんネットワーカーと生活困窮自立支援事業実施機関との連携の場を県との協議を通じて実施）

(2) **拡** 生活福祉資金貸付事業を通じた生活困窮者への相談支援体制の強化

生活困窮世帯等の課題を抱える世帯に対し、生活福祉資金の貸付けをとおしてその世帯の自立に向けた支援を行います。

- ①生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）及び臨時特例つなぎ資金の貸付等による生活支援
- ②~~新~~ 相談スキルアップ研修会（7～10月）【再掲】
- ③**拡** 生活福祉資金基礎研修会（4月）
- ④生活福祉資金担当者会議（2月）
- ⑤生活福祉資金運営委員会
- ⑥不動産担保型生活資金審査委員会
- ⑦業務訪問（6～7月）
- ⑧ブロック会議（年2回、2ブロック）

(3) 特例貸付償還事務体制の継続と運営

令和5年1月から特例貸付の償還及び相談支援対応が本格的に開始しました。令和5年度は、総合支援資金延長貸付及び令和4年4月以降に借入れをした緊急小口資金・総合支援資金（初回）の借受人に対して償還免除や猶予申請に対する諸手続きの対応等を継続します。

- ①償還免除申請の案内（5月）
- ②償還中借受人への住民税非課税及び任意免除の案内
- ③償還金の収納業務
- ④返済困難者等への相談対応
- ⑤償還猶予の相談・手続き対応
- ⑥未償還者への督促業務

(4) 震災特例貸付の債権管理

震災特例貸付の償還にかかる継続した相談支援と償還困難債権の処理を行います。

(5) ひとり親家庭、児童養護施設退所者等への貸付事業の実施

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
- ②ひとり親家庭住宅支援資金
- ③児童養護施設退所者等自立支援資金

(6) ひょうごボランタリー基金による児童福祉施設入所児童・交通遺児等への支援

ひょうごボランタリー基金の果実収入及び寄附金をもとに、児童福祉施設入所児童・交通遺児等に支援を行います。

- ①児童福祉施設入所児童等激励事業
- ②児童福祉施設入所児童等私立高等学校等入学支援事業
- ③児童福祉施設入所児童等就職支度金支給事業
- ④交通遺児激励事業
- ⑤中学校卒業交通遺児激励事業
- ⑥友愛事業助成

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 意思決定支援を中心とした権利擁護体制づくりの支援 (1)「兵庫県権利擁護・成年後見推進会議」における課題分析・支援策の検討、市町支援の展開	市町訪問等 実態把握 (20回) 会議 4回 中間報告	市町訪問等 実態把握 (20回) 会議 4回 報告書	個別市町、 社協支援 (20回) 会議 2回 フォーラム		→
2. 困りごとを受け止め支える相談支援体制づくりの支援 (1)生活困窮者支援連絡促進会議の開催等を通じた関係機関間連携による困窮者支援と地域づくりの促進	困窮者支援連絡会 1回	困窮者支援連絡会 3回	まとめ発行 支援連絡会での検討結果に基づく事業展開		→

Action 3 社会福祉法人の経営基盤強化と地域公益活動への支援

一人ひとりの暮らしを包括的に支える観点で、社会福祉法人が福祉サービスの一層の質の向上を進めるとともに、多様な暮らしのニーズに対応した地域公益活動が全県的に推進できるよう、市町社協や施設種別協議会、幅広い団体・機関と連携・協働し、法人の経営支援の充実・強化を図ります。

1 社会福祉法人への経営支援を強化します

(1) 経営力向上を目的とした事業・セミナー等の開催

事業譲渡や合併による大規模化、制度改正などの情勢変化を見据え、社会福祉法人の経営力が向上するよう各種事業の支援を行います。

- ①社会福祉法人経営トップセミナー
- ②社会福祉法人理事長のための経営講座
- ③社会福祉法人経営強化検討委員会
- ④社会福祉法人経営に関する所轄庁との意見交換会
- ⑤経営協総会（記念講演会）、理事会、定例会
- ⑥経営協情報発信、政策提言活動
- ⑦青年協議会事業（代議員会・研修会等）
- ⑧新 全国社会福祉法人経営者大会（9月）

全国経営協等と連携し、社会福祉法人経営者が集う全国大会を兵庫県で開催します。

(2) 社会福祉法人の経営力を高める応援事業の実施

- ①経営計画普及セミナー
- ②経営計画策定リーダー養成ゼミナール
- ③経営計画策定支援指導者派遣事業
- ④社会福祉事業経営相談事業
- ⑤社会福祉資金貸付事業

(3) 社会福祉法人の経営リスクに対する補償制度の運営

- ①ひょうご福祉サービス総合補償制度の運営
- ②リスクマネジメント研修の実施（2月）

(4) 民間社会福祉事業職員互助会事業の運営

- ①給付事業（結婚祝金、出産祝金、長期勤続者慰労金等、約5,000件）
- ②貸付事業
- ③拡 会員交流事業（会員のつどい、チケット斡旋、宿泊旅行、日帰り旅行等）
令和6年度に迎える互助会創立50周年の気運を高めていくため、日帰り旅行などの各種イベントを実施します。

- ④事業利用活性化事業（㈱リロクラブ「クラブオフ」活用）
- ⑤互助会メールネットの運営
- ⑥手帳等配布、商品割引斡旋、指定割引施設との提携 等
- ⑦福利厚生ニュースの発行
- ⑧民間社会福祉事業職員互助会事業運営委員会の開催
- ⑨「福利厚生センター（ソウェルクラブ）」事務の一部受託

（5）民間社会福祉事業職員退職共済事業の運営

- ①退職一時金・遺族一時金の給付（約2,000件）
- ②制度実施状況報告書の発行と制度PR、「退職共済ニュース」の発行（1回）
- ③民間社会福祉事業職員退職共済事業運営委員会
- ④福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済制度（全国共済）」事務の一部受託

（6）社会福祉法人・種別協議会との連絡・調整

2 社会福祉法人の地域公益活動を支援します

（1）社会福祉法人地域公益活動推進事業の実施

ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の活動がより活発になるよう、活動費の支援や情報交換の充実を図っていきます。

- ①社会福祉法人連絡協議会設立支援事業（令和5年度終了）
- ②社会福祉法人連絡協議会活動支援事業
- ③ほっとかへんネット連絡会の開催
- ④地域公益活動推進セミナー
- ⑤新「ほっとかナイト」認証制度の創設（経営協と共同事業）

制度の狭間や社会的孤立に対する支援、DWATの活動など、一定の要件を満たした社会福祉法人を「ほっとかナイト」として認証し、市区町社協に配置される、ほっとかへんネットワーカーと連携した取組み推進を目指します。

- ⑥ホームページ・機関紙等による情報発信
- ⑦市町社協、関係団体との連絡調整

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 社会福祉法人経営強化検討委員会の開催、報告書の作成・活用、及び経営強化支援体制の構築 (1) 検討委員会の開催 (2) 報告書（財務、労務、ガバナンス）の作成 (3) セミナー、研修会等の実施 (4) チェック＆サポート体制の構築	検討委員会 報告書作成				
2. 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の推進 (1) 全県連絡会の開催 (2) 地域別連絡会の開催	全県連絡会 地域別連絡会 (2 地域)	(2 地域)	(2 地域)	(2 地域)	(2 地域)

Action 4 福祉人材の確保・定着と外国人介護技能実習生への支援

質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できるよう、その根幹となる福祉人材の確保・定着に向けた支援をハローワークや市町行政等の関係機関と連携して取り組むとともに、外国人介護技能実習生の円滑な受入と実習生が安心できる環境整備を進めます。

1 福祉人材の確保・定着に向けた取り組みを強化します

(1) 福祉人材センターの運営

- ①総合相談窓口の開設
- ②福祉人材職業紹介事業
- ③福祉人材センター運営委員会の開催

(2) 福祉のおしごと探し総合支援サイトの運営

WEBによる面談、各法人等の紹介、各種情報発信コーナー等の総合支援サイトを運営し、福祉職場の魅力を発信するとともに人材確保を図ります。

(3) **拡** 就職総合フェア等の開催

- ①福祉の就職総合フェア（7月・3月）
- ②就職説明会（9～11月）
- ③**拡** オンライン就職説明会（3月）

但馬地域に加え、対象地域を拡充し、学生や一般求職者と事業所とのマッチングの機会を創出します。

(4) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

キャリア支援専門員（3名）を配置し、福祉分野への就労希望者の掘り起し、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓など、求職者と求人事業所とのマッチング機能の強化を図ります。

- ①ハローワーク巡回相談（11か所）
- ②出張相談会（毎月第1木曜）
- ③県内外の福祉系学校等及び法人への訪問
- ④複数事業所連携事業

(5) **拡** 相談窓口の機能強化

県内5か所（西宮、宝塚、加古川、姫路、豊岡）に相談員を派遣し、福祉分野への就労希望者の相談に応じるとともに、新たな求人・求職者の開拓を行うため、法人や関係機関への訪問活動を強化します。

(6) 社会福祉法人就業者確保支援事業の実施

社会福祉法人における職員の人材確保・定着を促進するため、自法人職員に

対する奨学金返済支援制度を有する社会福祉法人に対し、その負担額の一部を補助します。

(7) 拡 福祉体験学習事業の実施

学生や一般求職者等を対象に、就職に向けた動機付けにつながるよう、福祉職場の体験機会を創出します。新たに、都市部から地方部（北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）への参加者に対して交通費・宿泊費の一部を補助します。特に、大学のゼミ等と連携し、多くの学生の参加を促します。

(8) 福祉のおしごと魅力発信事業の推進

福祉の仕事のやりがいや魅力を多くの人に伝える各種広報・啓発事業を開き、福祉・介護の仕事に対する理解と人材の参入の促進を図ります。

- ①福祉の職場見学バスツアーの実施
- ②福祉・介護のPR動画等の作成、活用
- ③民間企業が主催する就職フェア等への出展
- ④SNSを活用した広報・啓発の実施（ホームページ・Facebook・YouTubeによる情報発信）

(9) 福祉人材の確保・定着に向けた研修の開催

社会福祉施設等の人事・採用担当者を対象に、人材の確保・定着等に向けたノウハウを習得するための研修を実施します。

(10) 教員免許取得希望者の介護等体験事業の実施

「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小中学校普通教員免許状取得希望者の社会福祉施設等での介護等体験事業の受入調整等を行います。

(11) 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施

- ①介護福祉士修学資金の貸付
- ②社会福祉士修学資金の貸付
- ③介護福祉士実務者研修受講資金の貸付
- ④離職した介護人材の再就職準備金の貸付
- ⑤介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付
- ⑥福祉系高校修学資金の貸付

(12) 職場研修支援事業の実施

福祉職場における研修体制の充実を図るため、県からの委託事業により「職場研修アドバイザー」を配置し、各福祉職場における研修の実施の促進と定着を支援します。

- ①職場研修アドバイザーによる職場研修支援
- ②職場研修担当者研修（12月、担当者50名）

- ③職場研修推進セミナー（6月、リーダー・管理職等 50名）
- ④OJT リーダー養成研修（基礎編）（7月、経験1～3年程度担当者 90名）
- ⑤OJT リーダー養成研修（実践編）（7・11月、中堅 60名）

（13）ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修の実施

祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー（18歳未満の子ども）や若者ケアラー（18歳以上）への支援充実を図るため、県内各地において福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が連携した支援体制の構築が進むよう、関係機関職員等を対象にした研修を昨年度に引き続き実施します。

2 外国人介護人材の確保・定着に向けた支援を進めます

（1）「ひょうご外国人介護実習支援センター」の運営

海外の送出機関と綿密に連携し、Web を活用した随時面接の実施等により、コロナ禍においても県内の福祉施設等が適切かつ迅速に外国人介護技能実習生が受け入れられるよう支援します。

- ①外国人介護技能実習生の受入斡旋
- ②技能実習計画の策定支援
- ③外国人介護技能実習生資格取得支援事業の実施
- ④受入施設への訪問指導



技能実習生の到着の様子

（2）特定技能制度の「登録支援機関」としての事業推進等

技能実習の満了に伴う特定技能への移行支援など、特定技能制度における登録支援機関としての活動を実施し、外国人介護技能実習生やその受入施設への継続した支援を行うほか、海外からの人材を受け入れ、県内施設等への職業紹介ができるよう、海外における有料職業紹介事業の許可を取得します。

- ①在留資格の変更手続き支援
- ②1号特定技能外国人支援計画の策定支援

（3）国際調整員及び専門相談員の設置

外国人介護技能実習生の受け入れに向けて海外の送出機関等と綿密に連携するとともに、送出国の拡大に向けた調査等を行います。

また、県内の外国人介護技能実習生等への情報提供や相談支援のほか、日本文化の理解や地域との交流の促進を図り、安心して働く環境整備を支援します。

- ①送出機関との連絡調整や入国諸手続きの実施

- ②新たな受入対象国及び送出機関の調査
- ③外国人介護技能実習生等への情報提供・相談支援
- ④介護の日本語研修や就労定着に向けた各種セミナー等の開催（施設職員向け2回、外国人介護技能実習生等向け5回）

(4) **拡 外国人介護人材受入促進セミナーの開催**

技能実習生や特定技能外国人などの確保・定着を支援するため、既に外国人介護人材を受け入れている施設関係者の取組み事例や外国人介護人材の受け入れにかかる制度・手続についての説明のほか、県社協の監理団体としての取り組みを紹介し、外国人介護人材のより一層の受け入れを促進します。（3回）

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 機械化・ICT化などの取組事例の収集・普及	事例の収集 (高齢) 普及 (WEB公開)	(障害) — (WEB公開)	(児童、保育)		→ → (冊子作成) (研修会等)
2. 外国人介護技能実習生の取得支援 (1) 資格取得支援事業の実施	研修等実施	(取得者2名)	(取得者6名)	(取得者4名)	(取得者2名)→

Action 5 福祉専門職の育成支援

社会福祉従事者のキャリア形成に資する人材育成が図られるよう、体系的な研修を実施するとともに、各福祉職場における人材育成を支援します。また、多様化・深刻化する地域生活課題に対応するため、制度・分野を超え、生活全体を包括的に捉える多職種連携の視点や住民と協働し地域づくりを進める人材を育成します。

1 社会福祉推進に必要な知識・技術を有する人材の育成を支援します

(1) 兵庫県指定管理研修の実施

兵庫県福祉人材研修センターの指定管理者として、福祉行政職員及び民間社会福祉事業従事者を対象とした各種研修事業を実施するとともに、研修施設等の適切な管理を行います。

<福祉行政職員研修>

研修名	時期	対象・定員
①福祉行政機関新任職員研修	5月	福祉行政に初めて従事する職員(90名)
②生活保護新任ケースワーカー研修	6月	福祉事務所経験1年未満のケースワーカー(90名)
③生活保護中堅ケースワーカー研修	9月	福祉事務所経験1年以上のケースワーカー(70名)
④生活保護医療扶助・介護扶助事務担当者研修	7月	福祉事務所医療扶助・介護扶助担当職員(45名)
⑤生活保護査察指導員研修	11月	福祉事務所査察指導員(30名)

<社会福祉事業従事者研修>

研修名	時期	対象・定員
①福祉従事者新任職員研修 (児童福祉・保育)	5・6月	新任保育士・保育教諭(180名)
②福祉従事者新任職員研修 (児童福祉・社会的養護)	5月	児童養護施設新任職員(50名)
③福祉従事者新任職員研修 (障害者福祉)	5・6月	障害者福祉施設等新任職員(180名)
④福祉従事者新任職員研修 (高齢者福祉)	5・9月	高齢者福祉施設等新任職員(120名)
⑤拡 はじめて福祉の仕事に就く人のための研修(基礎編)	6・9・12月	社会福祉の基礎教育を受けていない職員(150名)

⑥はじめて福祉の仕事に就く人のための研修（実践編）	7・10月	社会福祉の基礎教育を受けていない職員（100名）
⑦福祉従事者中堅職員研修（アセスメント技術）	1月	高齢・障害福祉施設等中堅職員（90名）
⑧福祉従事者中堅職員研修（子ども家庭支援）	8月	児童福祉施設等中堅職員（90名）
⑨福祉従事者中堅職員研修（職業倫理と権利擁護）	10月	中堅職員（90名）

（2）社会福祉専門研修の実施

社会福祉事業に従事する職員を対象に、福祉サービスの提供に必要な資質の向上を図るため、現任研修を実施します。

研修名	時期	対象・定員
①社会福祉協議会新任職員研修	4月	新任職員（90名）
②思いを伝える コミュニケーション基礎研修	8月	新任職員（90名）
③新 コミュニケーション実践研修 -福祉に活かすコンパッション-	9月	中堅職員（90名）
④相談面接技術研修（基礎編）	7・1月	新任職員（120名）
⑤相談面接技術研修（実践編）	7・8月 1・2月	中堅職員（48名）
⑥会議運営スキルアップ研修	5月	中堅職員（90名）
⑦看護職と介護職との連携力強化研修	2月	中堅職員（80名）
⑧栄養士・調理師研修	2月	中堅職員（80名）
⑨地域福祉ゼミナール	10月～	中堅職員・リーダー（20名）
⑩保育リーダーゼミナール	9月～	中堅職員・リーダー（24名）
⑪高齢者福祉リーダーゼミナール	8月～	中堅職員・リーダー（20名）



Zoomを活用したオンライン研修の実施

(3) 福祉マネジメント研修事業の実施

社会福祉法人の経営・マネジメントを担う役職員を対象に、必要な知識の習得とスキルアップに向けた各種研修を実施します。

研修名	時期	対象・定員
①社会福祉法人監事研修	7月	監事等(90名)
②社会福祉協議会新任局長研修	4月	社協事務局長(20名)
③拡 組織マネジメント基礎講座 (e-ラーニング)	4~2月	リーダー・管理職等(220名)
④管理職研修	7・8月	管理職(50名)
⑤組織マネジメント実践研修	12月	リーダー・管理職等(90名)
⑥リスクマネジメント研修	10月	リーダー・管理職等(90名)
⑦ストレスマネジメント研修	11月	リーダー・管理職等(90名)
⑧新 管理職のための アンガーマネジメント研修	8月	リーダー・管理職等(90名)
⑨職場定着研修	10月	リーダー・管理職等(90名)
⑩労務管理研修	2月	リーダー・管理職等(90名)
⑪人が育ち、自分も伸びる リーダーシップ研修	6・9月	リーダー・管理職等(180名)
⑫コーチング研修	9・11月	リーダー・管理職等(180名)
⑬職場研修推進セミナー	6月	リーダー・管理職等(50名)
⑭職場研修担当者研修	12月	担当者(50名)
⑮新 上司を補佐し、組織に能動的に 関わる指導的職員のための研修	8月	指導的職員(50名)
⑯OJT リーダー養成研修(基礎編)	7月	担当1~3年程度(90名)
⑰OJT リーダー養成研修(実践編)	7・11月	中堅職員(60名)
⑱アンガーマネジメント研修	10月	新任・中堅職員(90名)
⑲新任職員ステップアップ研修	11月	新任職員(90名)
⑳会計実務基礎講座(通信課程)	6~11月	会計担当職員(70名)
㉑新 会計実務フォローアップ研修	8月	会計担当職員(90名)
㉒会計実務担当者研修(税務編)	9月	会計担当職員・管理職等(90名)

㉓会計実務担当者研修（予算・決算編）	1月	リーダー・管理職等（220名）
㉔ 拡 社会福祉法人財務管理講座 (e-ラーニング)	8～2月	管理職（50名）



R4 組織マネジメント基礎講座(8月開講分)まとめ動画
59回視聴・2022/09/13

兵庫県福祉人材研修センター チャンネル登録者数 36人

e - ラーニング講座を新たに企画・実施

（4）介護支援専門員の養成と資質の向上

介護支援専門員の養成と資質向上のため各種研修を実施するとともに、研修内容の充実を図ります。あわせて、令和6年度から適用のガイドライン改訂に対応するため、教材の改良等を行います。

研修名	時期	対象・定員
①介護支援専門員実務研修（後期）	4～7月	第25回試験合格者等（467名）
②介護支援専門員実務研修（前期）	1～3月	第26回試験合格者（380名）
③介護支援専門員専門研修課程Ⅰ ・更新研修A（前期）	4～8月	実務従事6か月以上の 介護支援専門員（400名）
④介護支援専門員専門研修課程Ⅱ ・更新研修A（後期）	10～3月	実務従事3年以上の 介護支援専門員（900名）
⑤介護支援専門員更新研修B・再研修	4～8月	実務経験を有しない 介護支援専門員等（600名）
⑥介護支援専門員施設ケアマネジメント 研修	2～3月	介護保険施設で実務に 従事する介護支援専門員 (200名)

<ガイドライン改訂等への対応>

会議・委員会名	回数	対象
①介護支援専門員研修講師等説明会	5回	講師、演習指導者
② 拡 介護支援専門員研修内容検討委員会	9回	学識者、実務代表者、行政関係者
③ 新 介護支援専門員研修ワークブック改訂会議	5回	学識者、実務代表者

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験

- ①実施時期：10月（予定）
- ②想定受験者数：約3,000名

2 意欲と実践力を高めるための研修手法の開発と評価機能の強化を進めます

(1) 研修の効果測定・評価を高める取り組み

研修の質の向上と現場での行動変容を促進する効果を高めるため、多様な研修形態による受講機会の確保や各研修のフォローアップの充実を図るとともに、関係機関等との連携により、評価機能の強化を目指します。

- ①多様な研修形態による受講機会の確保

集合型に加え、e-ラーニングやハイフレックス（集合、オンライン、録画動画視聴から選択して受講）等、オンライン型の充実

- ②法人・事業所と連携した研修効果を高める取り組みの推進

受講前の到達目標の確認や受講後一定期間後のフォローアップの実施等

(2) 現場従事者と連携した協議の場づくり

施設種別協議会や職能団体等との連携をもとに、現場実態に即した質の高い研修実施に向けた協議の場づくりを進めます。

- ①社会福祉研修委員会の開催（2回）
- ②福祉従事者への研修向上に関する情報交換会の開催（1回）
- ③各団体等との研修共同実施に向けた企画検討

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 社会福祉推進に必要な知識・技術を有する人材の育成支援 (1) 研修体系に基づく計画的な研修実施 (2) 介護支援専門員研修内容の充実	受講者数(介護支援専門員研修除く) 3,300人 研修内容検討委員会・講師等説明会 各4回 「専門Ⅰ」 演習ワークブック発行	3,350人	3,400人	3,450人	3,500人
2. 意欲と実践力を高めるための研修手法の開発と評価機能の強化 (1) 研修評価・フォローアップの仕組みづくり (2) 現場従事者と連携した協議の場づくり	受講後評価体系の策定 情報交換会2回	受講後フォローアップモデル実施 検討会議(研修共同企画等)2回	本格実施		

Action 6 幅広い主体や社会資源がつながる地域づくり活動支援

安心・安全な地域づくりに向け、市町社協をはじめ、ボランティアグループやNPO、当事者団体、企業等の幅広い主体との連携・協働のもと、ボランタリー活動の担い手や活動資金の確保に取り組むとともに、多様な主体の交流・連携に向けた新たな場づくりを進めます。

1 ボランタリー活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた更なる支援を行います

(1) 地域づくり活動情報システム運営事業の推進

地域づくり活動情報システム（コラボネット）を、インターネット上に開設し、地域団体・NPO等の登録を行い、イベント・助成金情報等を発信するとともに、デザインの見直し、機能追加などのリニューアルを行います。

- ①助成金やイベント、ボランティア活動情報などの発信
- ②メールマガジン運営事業（月2回配信）
- ③拡セミナー室等の利用予約がWeb上で可能となるシステムの稼働

(2) ボランティアグループ・NPO等に対する資金支援

地域づくり活動や地域における社会的課題の解決に向けた取り組みなどを進めるボランティアグループやNPO等に助成し、その活動を支援します。

- ①県民ボランタリー活動助成（ボランティアグループ・団体向け）
- ②中間支援活動助成、地域づくり活動事業助成（NPO法人等向け）
- ③災害時における緊急対応助成

(3) ひょうご若者被災地応援プロジェクト事業の実施

「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、高校生・大学生等の若者グループが、東日本大震災等の被災地を継続して応援するための事業・人材養成を行います。

(4) NPO設立・運営相談の実施

NPO法人を設立したい人やNPO法人の運営にかかる相談窓口として、情報提供や相談支援を行います。

(5) 新「NPOパワーアップセミナー」の実施

多くのNPO等が世代交代の時期を迎えており、団体独自では体系的な人材育成が困難というケースが多いため、人材育成に資する体系的な研修等を実施し、スキル・組織運営力の向上と、持続可能な団体運営を図ります。

- ①新たにNPO法人認証を受けた団体向けセミナー（初級編）
- ②NPOマネージメントセミナー（中・上級編）
- ③NPO活動に関する著名人・有識者等によるセミナー（応用編）

2 地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取組を支援します

(1) ひょうごボランタリー地域づくりネットワーク会議の開催

ひょうごボランタリー基金の助成を受けた団体・NPOの報告会・意見交換会を開催するとともに、行政・企業等が参画することで、情報交換とネットワークづくりの場づくりを進めます。

(2) ひょうごボランタリープラザ「交流サロン」の運営

ボランティアグループやNPOが交流するスペースを、「交流サロン」(印刷コーナー、ミーティングコーナー、資料コーナー、セミナー室等)として設置・運営します。

(3) 企業やNPO等との協働の場づくりの推進

地域づくり活動情報システム（コラボネット）で、協働を希望する企業とNPOのマッチングを進める「企業とNPOの協働のひろば」を運営するとともに、大学コンソーシアムひょうご神戸や大学ボランティアセンターの連携・協働を推進します。

(4) 新 NPO・行政・地縁団体等の地域連携強化事業

ボランタリー活動や地域活動は、NPO・行政・地域団体等との連携が重要であり、多自然地域では中間支援団体などの偏在や団体間の連携などが課題となっていることから、関係者が一堂に会し、有識者の講演や先進事例紹介、意見交換などにより、NPOと各団体の地域連携を促進します。

① 「地域の連携を考えるフォーラム」の開催

② NPO等、地域団体へのアンケートの実施

3 市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援 NPO 等の連携・協働への更なる支援を行います

(1) NPOと行政の連携強化

県内の中間支援NPO団体等が構築しているネットワーク（ひょうご中間支援団体ネットワーク）と連携した意見交換会等を通じ、NPOと行政との情報共有の促進を図ります。

(2) 市町・市区町社会福祉協議会連携等会議の開催

市町や市区町社協等がボランタリーセクターと連携・協働した取組を促進するため、「災害ボランティアの連携」をテーマに、「大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練」と併せて開催します。（1回）

(3) ボランティア・市民活動災害共済事業の運営

ボランティア・市民活動の発展に寄与するため、ボランティア・市民活動中に生じた事故に対する補償制度としての共済事業を運営します。

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. ボランタリー活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた更なる支援 (1) 「コラボネット」での新規情報発信件数 (2) 県民ボランタリー活動助成件数 (3) 中間支援活動助成・地域づくり活動NPO事業助成件数	700件 3,600件 50件	700件 3,600件 50件	700件 3,600件 50件	700件 3,600件 50件	700件 3,600件 50件
2. 地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取組を支援 (1) ひょうごボランタリー地域づくりネットワーク会議への参画団体数	55団体	55団体	55団体	55団体	55団体
3. 市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援NPO等の連携・協働への更なる支援 (1) 市町・市区町社会福祉協議会連携等会議への参加団体数	市町・市区 町社協 60 NPO等 10				

Action 7 大規模災害に備えた支援体制づくり

南海トラフ巨大地震等、次なる大規模災害に備えるため、平時より県・市町・市町社協・NPO等の関係機関と連携・協働し、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や活動の資機材の整備、情報収集・発信等の取り組みを通じ、県域の災害福祉支援体制づくりを進めます。

1 災害時に備えた市町社協の平時からの体制づくりを支援します

(1) 市町社協における災害ボランティア活動支援体制構築の推進

市町社協を対象に災害ボランティアセンターの運営マニュアル作成の支援や運営に携わる人材育成を支援します。また、大規模災害時に市町域で設置される「災害ボランティアセンター」の体制強化を図るため、市町社協ボランティアセンターへの助成等を行います。

- ①災害ボランティアコーディネーター養成研修（2回）
- ②市町社協災害救援マニュアル策定支援
- ③ひょうご災害ボランタリー活動サポート事業（40市町、各100万円）

2 災害ボランティア活動を支える体制の構築・強化を進めます

(1) 災害救援ボランティア活動支援事業の推進

県域の「災害救援ボランティア支援センター」の機能の充実を図るとともに、県・市町・社協（近畿府県・市町）・NPO等と連携し、平時からの災害ボランティア支援体制や人材養成を進めます。また、全国的な災害ボランティア支援団体等との連携を進めます。

- ①「災害救援ボランティア支援センター」の体制強化

大規模災害時行政、社協、NPO等の支援活動情報や課題を共有する「情報共有会議」を設置するなど、災害時の体制を充実します。

- ②災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催

- ③大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練の実施

県災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議、行政（県・市町）、社協、NPOなどを対象に、南海トラフ巨大地震等を想定した訓練を実施します。

- ④災害ボランティアコーディネーター養成研修（2回）（再掲）



連携訓練でのグループワークの実施

- ⑤市町社協災害救援マニュアル策定支援（再掲）
- ⑥「ひょうご若者災害ボランティア隊」の運営
- ⑦災害ボランティアバスの実施

（2）災害ボランティアの活動しやすい環境づくり

- ①「災害ボランティア割引制度」等の実現促進

災害復旧・復興支援活動に欠かせない災害ボランティアの活動しやすい環境づくりのため、必要に応じて、国等へ働きかけていきます。

- ②大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの実施

大規模災害時に被災地でボランティア活動を行う団体・グループにかかる交通費、宿泊費の一部を助成します。



長野県長野市での災害ボランティア活動

3 大規模災害に備えた支援ネットワークの構築を進めます

（1）「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」への参画

県が設置している「災害福祉広域支援ネットワーク」に参画し、社会福祉法人経営者協議会や福祉施設種別協議会、市町社協活動推進協議会などの県域団体と協働し、災害時要配慮者支援に向けたネットワークづくりを推進します。

また、災害時における要配慮者への対応、二次被害の防止等を図るために兵庫県が推進している「災害派遣福祉チーム（D W A T）」活動に協力します。

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 災害時に備えた市町社協の平時からの体制づくりを支援 （1）災害ボランティアコーディネーター養成研修の開催	2回	2回	2回	2回	2回
2. 災害ボランティア活動を支える体制の構築・強化 （1）災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催回数・参加団体数 （2）大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練への参加者数	3回 44団体 110名	3回 44団体 115名	3回 44団体 120名	3回 44団体 125名	3回 44団体 130名

組織基盤強化にかかる取り組み

県社協が各アクションプランを確実に実施していくため、組織体制、調査・研究及び情報発信の強化等に取り組み、組織基盤強化を着実に進めます。

1 組織体制の強化を図ります

(1) 理事会・評議員会・監事監査・部会等の開催

県社協 2025 年計画の着実な推進と、「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」に向けて、適切な法人運営を図ります。

- ①理事会（6月（2回）・11月・3月）
- ②評議員会（6月・3月）
- ③正副会長会議（5月・7月・9月・11月・1月・3月）
- ④監事監査（5月）
- ⑤評議員選任・解任委員会
- ⑥総合企画部会（9～10月）

(2) 法人のガバナンスの強化等に向けた取り組み

「内部管理体制の基本方針」に基づく対応を進めるとともに、会計監査人からの指摘事項等を踏まえた業務の改善・効率化に取り組みます。

- ①「内部管理体制の基本方針」に基づく規程・マニュアル等の整備
- ②会計監査の実施と会計監査人からの指摘・指導事項に対する改善

(3) 兵庫県福祉センター等の運営

多様化する民間福祉活動の県域拠点としての機能が一層發揮できるよう、指定管理者として兵庫県福祉センター、兵庫県福祉人材研修センターを運営します。

2 調査・研究と情報発信の強化を図ります

(1) 「共生のまちづくり」推進フォーラムの開催（11月）

社会的孤立や生活困窮等の制度の狭間の課題に対し、多様な主体がつながって取り組む「共生のまちづくり」が全県的な推進されるようフォーラムを開催します。

(2) 機関紙「ひょうごの福祉」の発行、ホームページの運営

- ①ひょうごの福祉の発行（隔月、福祉関係者・一般県民 17,500 部）
- ②ホームページと SNS の運営

(3) 福祉関係図書等の作成・出版

①拡 「福祉手帳 2024」の発行 (12月)

県内関係機関一覧等の情報を掲載した福祉手帳を、福祉従事者等がより活用しやすくなるよう、デザインをリニューアルして発行します。

②新 「介護支援専門員門研修課程 I 演習ワークブック(改訂版)」(3月)

厚生労働省の介護支援専門員専門研修ガイドラインの改正に伴い、実践者と共に開発した法定研修のテキスト改訂版を発行します。

(4) 社会福祉政策委員会による政策提言活動

①福祉関係者からの政策提言に関する

意見集約(4~6月)

②県知事への政策提言(8月)

③県議会議長等への政策提言(8~9月)

④社会福祉政策委員会、県からの回答会の開催(6月・7月・2月)



県知事への政策提言

(5) 政策提言に向けた調査研究事業

①政策提言に向けた調査・研究助成事業の実施(3団体)

②社会福祉情勢セミナーの開催(11月)

(6) 新年福祉のつどいの開催(1月、社会福祉関係者300名)

(7) 社会福祉大会の開催

県内の社会福祉関係者が一堂に会する場として社会福祉大会を開催し、表彰式・記念講演等を行います。

①第71回社会福祉大会の開催(10月、丹波市、県内社会福祉関係者等650名)

②顕彰選考委員会の開催(7月)

(8) 共同募金運動に対する協力

①社会福祉法第119条に基づく意見具申の実施(5月)

②共同募金運動への協力(10~3月)